



宮 崎 県 公 報

平成20年10月2日(木曜日) 第 2021 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報……………(総務課) 1
- 生活保護法に基づく施術者の指定……………(国保・援護課) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(長寿介護課) 3
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(“) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(“) 4
- 指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更……………(“) 4
- 指定居宅サービス事業の廃止……………(“) 4
- 指定居宅介護支援事業所の名称又は所在地の変更……………(“) 5
- 指定居宅介護支援事業の廃止……………(“) 5
- 介護老人保健施設の開設許可……………(“) 5
- 指定介護療養型医療施設の指定の辞退……………(“) 6

- 指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更……………(長寿介護課) 6
- 指定介護予防サービス事業の廃止……………(“) 6
- 民有林の保安林の指定(6件)……………(自然環境課) 6
- 土砂災害警戒区域の指定(3件)……………(砂防課) 8
- 土砂災害特別警戒区域の指定(3件)……………(“) 9
- 二級建築士の受験資格……………(建築住宅課) 10
- 公 告**
- 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請…(生活福祉参課) 11
- 大規模小売店舗の変更に關する届出……………(商業支援課) 11
- 土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 12
- 病院局企業管理規程**
- 県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程……………13
- 監査委員告示**
- 宮崎県監査委員告示の形式の左横書きの実施に關する告示……………13

告 示

宮崎県告示第 728号

宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)第26条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のとおり定めた。

なお、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報(平成17年宮崎県告示第 281号)については、廃止する。

平成20年10月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容		
県職員選考採用試験	試験種目別得点及び総合順位	合格発表の日から起算して6月間	総務部人事課
宮崎県立看護大学入学者特別選抜試験(推薦)	筆記試験の得点及び面接評価(不合格者に係るものに限る。)	合格発表の日から起算して1月間	宮崎県立看護大学総務課
宮崎県立看護大学入学者特別選抜試験(社会人)	筆記試験の得点及び面接評価(不合格者に係るものに限る。)	同 上	同 上
宮崎県立看護大学入学者一般選抜試験(前期)	筆記試験(大学入試センター試験を除く。)の得点、面接評価及び総合順位(不合格者に係るものに限る。)	同 上	同 上

宮崎県立看護大学入学者一般選抜試験（後期）	筆記試験（大学入試センター試験を除く。）の得点、面接評価及び総合順位（不合格者に係るものに限る。）	同 上	同 上
宮崎県立看護大学大学院博士前期課程入学者一般選抜試験	筆記試験の科目別得点及び口述試験成績（不合格者に係るものに限る。）	同 上	同 上
宮崎県立看護大学大学院博士前期課程入学者特別選抜試験	筆記試験の得点及び口述試験成績（不合格者に係るものに限る。）	同 上	同 上
宮崎県立看護大学大学院博士後期課程入学者選抜試験	口述試験成績（不合格者に係るものに限る。）	同 上	同 上
准看護師試験	科目別得点及び総合得点	同 上	福祉保健部医療業務課
歯科技工士試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
毒物劇物取扱者試験	科目別得点	同 上	同 上
登録販売者試験	科目別得点	同 上	同 上
介護支援専門員実務研修受講試験	分野別得点	合格発表の日から起算して2週間	福祉保健部長寿介護課
調理師試験	科目別得点	合格発表の日から起算して1月間	福祉保健部衛生管理課
ふぐ処理師試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
宮崎県製菓衛生師試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
クリーニング師試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
宮崎県保育士試験	科目別得点	同 上	福祉保健部こども政策局こども政策課
狩猟免許試験	知識試験の得点、技能試験の減点及び適性試験の適否	最終合格発表の日から起算して1月間	環境森林部自然環境課、西臼杵支庁林務課及び各農林振興局林務課
林業架線作業主任者免許試験	科目別得点	合格発表の日から起算して1月間	宮崎県林業技術センター
砂利採取業務主任者試験	科目別得点及び総合得点	同 上	商工観光労働部工業支援課
採石業務管理者試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
技能検定試験	科目別得点	同 上	商工観光労働部労働政策課
職業訓練指導員試験	科目別得点	同 上	同 上

県立産業技術専門学校訓練生選考試験	学科試験の科目別得点	同 上	受験した県立産業技術専門学校又は県立産業技術専門学校高鍋校
宮崎県農業管理指導士認定試験	科目別得点及び総合得点	可否通知を送付した日から起算して1月間	農政水産部営農支援課
宮崎県農業機械士等認定試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
県立農業大学校入学試験	総合得点	合格発表の日から起算して1月間	県立農業大学校
家畜人工授精講習会選考試験	総合得点及び順位	同 上	農政水産部畜産課
家畜人工授精講習会修業試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
県立高等水産研修所入所試験	筆記試験の得点及び総合順位	同 上	県立高等水産研修所
宮崎県産業開発青年隊入隊試験	一般選考試験又は推薦選考試験における総合評価点及び順位	同 上	宮崎県建設技術センター

宮崎県告示第 729号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成20年10月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

氏 名 (名 称)	所 在 地	指定年月日
田中 秀幸 (にここ整 骨院)	都城市花線町14号5番あい らんど花線A棟1F	平成20年9月1日

宮崎県告示第 730号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成20年10月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570102253	有限会社介護支援 ホームれんげ荘	宮崎県宮崎市金崎 2537番地1	有限会社介護支援 ホームれんげ荘	宮崎県宮崎市金崎 2537番地1	平成20年8月25日	通所介護
4570104408	スローライフこぞ の株式会社	宮崎県宮崎市大淀 1丁目1番3号	リバーサイドデイ サービス おおよ ど	宮崎県宮崎市大淀 1丁目1番3号	平成20年8月1日	通所介護
4572100982	株式会社東九	宮崎県延岡市中町 2丁目1番地3	草川デイサービス	宮崎県東臼杵郡門 川町庵川1045-2	平成20年8月11日	通所介護
4572200204	株式会社サン・ル ーム	宮崎県延岡市平田 町2347番地	株式会社 サン・ ルーム デイサー ビス 皇寿の里	宮崎県西臼杵郡高 千穂町三田井5152 - 1	平成20年8月1日	通所介護
4570500563	株式会社川野ソー シャルワークオフ イス	宮崎県小林市細野 1892番地5	本町ヘルパーセン ター	宮崎県小林市細野 1892番地5	平成20年8月8日	訪問介護

平成20年10月2日

宮崎県告示第 731号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保 険事 業 所 番 号	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 居 宅 介 護 支 援 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570104440	ひまわり合同会社	宮崎県宮崎市佐土原町西上那珂65番地2	ひまわり指定居宅介護支援事業所	宮崎県宮崎市佐土原町西上那珂65番地2	平成20年8月1日	居宅介護支援
4570104457	合同会社キューオーエル	宮崎県宮崎市本郷南方4046番地2	あじさい薬局辻原店	宮崎県宮崎市本郷南方4046番地2	平成20年8月11日	居宅介護支援

宮崎県告示第 732号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成20年10月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保 険事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570102253	有限会社介護支援ホームれんげ荘	宮崎県宮崎市金崎2537番地1	有限会社介護支援ホームれんげ荘	宮崎県宮崎市金崎2537番地1	平成20年8月25日	介護予防通所介護
4570104408	スローライフこぞの株式会社	宮崎県宮崎市大淀1丁目1番3号	リバーサイドデイサービス おおよど	宮崎県宮崎市大淀1丁目1番3号	平成20年8月10日	介護予防通所介護
4572100982	株式会社東九	宮崎県延岡市中町2丁目1番地3	草川デイサービス	宮崎県東臼杵郡門川町庵川1045-2	平成20年8月11日	介護予防通所介護
4572200204	株式会社サン・ルーム	宮崎県延岡市平田町2347番地	株式会社 サン・ルーム デイサービス 皇寿の里	宮崎県西臼杵郡高千穂町三田井5152-1	平成20年8月1日	介護予防通所介護
4570500563	株式会社川野ソーシャルワークオフィス	宮崎県小林市細野1892番地5	本町ヘルパーセンター	宮崎県小林市細野1892番地5	平成20年8月8日	介護予防訪問介護

宮崎県告示第 733号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成20年10月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保 険事 業 所 番 号	変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
4561990039	訪問看護ステーション希望	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄8107番地	訪問看護ステーション希望	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4313-1	平成20年8月9日	訪問看護

宮崎県告示第 734号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成20年10月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570300717	株式会社昭和	宮崎県延岡市大武町39-17	J U S T	宮崎県延岡市大武町39-17	平成20年8月4日	福祉用具貸与
4512011026	医療法人宏仁会	宮崎県都城市山田町中霧島3323-8	医療法人宏仁会海老原総合病院	宮崎県児湯郡高鍋町上江207	平成20年8月1日	短期入所療養介護
4512010812	医療法人山仁会山口整形外科	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋3235-3	医療法人山仁会山口整形外科	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋3235-3	平成20年8月1日	短期入所療養介護

宮崎県告示第 735号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成20年10月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	変更前		変更後		変更年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4572200188	株式会社サン・ルーム高千穂営業所	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字上野3383-4	株式会社サン・ルーム 高千穂	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井5152-1	平成20年8月1日	居宅介護支援

宮崎県告示第 736号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成20年10月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570100026	ケア宅・鳥越株式会社	宮崎県宮崎市鶴島2丁目2番17号	宮崎介護相談センター	宮崎県宮崎市鶴島2丁目2番17号	平成20年8月1日	居宅介護支援
4570102741	有限会社ひかり苑	宮崎県宮崎市熊野字今江9898番地2	たけのこケアプランセンター	宮崎県宮崎郡清武町あさひ1-1-2	平成20年8月31日	居宅介護支援

宮崎県告示第 737号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可した。

平成20年10月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	介護老人保健施設		開設者		許可年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550480034	医療法人慶明会	宮崎県宮崎市清水	介護老人保健施設	宮崎県日南市飫肥	平成20年8月1日	介護老人保健

		3 丁目 6 番 21 号	おびの里	6 丁目 1 番 15 号		施設
--	--	---------------	------	---------------	--	----

宮崎県告示第 738号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 113条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

平成20年10月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定介護療養施設		開設者		辞退年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4512011026	医療法人宏仁会	宮崎県都城市山田町中霧島3323- 8	医療法人宏仁会海老原総合病院	宮崎県児湯郡高鍋町上江 207	平成20年 8 月 1 日	介護療養型医療施設
4512010812	医療法人山仁会山口整形外科	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋3235- 3	医療法人山仁会山口整形外科	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋3235- 3	平成20年 8 月 1 日	介護療養型医療施設

宮崎県告示第 739号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 115条の 5 の規定により、次指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成20年10月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	変更前		変更後		変更年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4561990039	訪問看護ステーション希望	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄8107番地	訪問看護ステーション希望	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4313- 1	平成20年 8 月 9 日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第 740号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 115条の 5 の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成20年10月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4512011026	医療法人宏仁会	宮崎県都城市山田町中霧島3323- 8	医療法人宏仁会海老原総合病院	宮崎県児湯郡高鍋町上江 207	平成20年 8 月 1 日	介護予防短期入所療養介護
4512010812	医療法人山仁会山口整形外科	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋3235- 3	医療法人山仁会山口整形外科	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋3235- 3	平成20年 8 月 1 日	介護予防短期入所療養介護

宮崎県告示第 741号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成20年10月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

62- 1 ・字恵奈幾藪5727- 1（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、字石原バル 617- 1、 624- 2、字森ノ下1080、1111- 1、1111- 2、1116、字尾崎4959- 1、4962- 3、4963- 1、4965- 3、4967- 1、4998- 1、4998- 3、4998- 5、字ヲモウチ山5151- 1、5160- 1、字猿垣5458- 5、字河久保山5586- 1、5586- 2、字恵奈幾藪5726- 2、字内ノ口5749- 3、5753- 10

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字猿垣54

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字猿垣5458-5・5462-1・字恵奈幾藪5726-2・5727-1 (以上4筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 742号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成20年10月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 南那珂郡南郷町大字谷之口字尾木谷1924、字登尾1935-1、字滝ケ久保1938-1、1938-13、1938-22、1943-2

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに南郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 743号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成20年10月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字中崎5266、5346、字柳ノ迫7822-1、7823-1、7833-1、字生木ノ元7867、7868-1、字幸重谷8117-1、字菖蒲渡8213、8215-1、8216-1、8216-3、8221-1、字刈溜8223-1、8223-4、8223-6、8234、8235-1、8248

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。字幸重谷8117-1 (次の図に示す部分に限る。)

イ 次の森林については、主伐は択伐による。

字刈溜8223-1・8223-4・8223-6 (以上3筆について、次の図に示す部分に限る。)、8234、8235-1、8248、字幸重谷8117-1・字菖蒲渡8213 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)、8215-1、8216-1・8216-3・8221-1・字生木ノ元7867・7868-1・字中崎5266・5346・字柳ノ迫7822-1・7823-1・7833-1 (以上10筆について、次の図に示す部分に限る。)

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 744号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成20年10月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字川ノ口1381-47、1381-102

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字川ノ口1381-47・1381-102 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 745号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成20年10月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字大矢取字小樋11-2

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は禁伐による。字小樋11-2 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 746号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成20年10月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 南那珂郡北郷町大字北河内字梅木津留2889- 8、字広河原2890- 1、2891- 1、2891- 3、2893- 1、2899- 3、2901、2916-16から2916-18まで、2922- 3、2923- 4、2925- 2、2926- 1、2926- 8、2927、2928、2928- 3、2941、2956- 1、2958、2960- 1から2960- 4まで、2960- 6、2961- 1、2962- 1、2962- 5、2962- 7、2962- 8、2962-10、2963- 1、2974- 1、2977- 1、2979- 1、字元狩倉2983から2986まで、2987- 1、2989- 6、2990- 1から2990- 4まで、2990- 7、2990-13、2990-14、2990-16、2991- 1、2991- 2、2995- 1、2995- 3、2996- 1、2997- 1、2999- 2、3000- 1、3005- 3、3006- 1、3006- 2、3009- 1、3010- 1、3010- 3、3010- 4、3012- 1、3012- 2、3013- 1、3013- 2、3014、3022- 1、3023、3024- 3、3025- 1、3027- 1、3027- 2、3028- 1、3028- 3、3028- 6、3029-10、3032- 3、3032- 4、3034- 3、3040- 1、3041- 1、3042- 9、3042-15、3043、3044、3047

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに北郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 747号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成20年10月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
高千穂町	蔵の平川	11- 441- 1- 006	土 石 流
	小河内川	11- 441- 1- 022	土 石 流
	畑 中 川	11- 441- 2- 051	土 石 流
	上馬場 1	I- 1- 3743	急傾斜地の崩壊
	上馬場 2	I- 1- 3744	急傾斜地の崩壊
	上馬場 3	II- 1- 7954	急傾斜地の崩壊
	河 内 2	II- 1- 7953	急傾斜地の崩壊
	板 鶴 平 1	II- 1- 8029	急傾斜地の崩壊
	板 鶴 平 2	II- 1- 8030	急傾斜地の崩壊
	板 鶴 平 3	II- 1- 8031	急傾斜地の崩壊
	陣 内	II- 1- 2258	急傾斜地の崩壊
	田 向	I- 1- 1848	急傾斜地の崩壊
	吾 平	II- 1- 8116	急傾斜地の崩壊
	一本木上	II- 1- 1851	急傾斜地の崩壊
	本 組	I- 1- 1828	急傾斜地の崩壊
	本 組 1	I- 1- 3749	急傾斜地の崩壊
	本 組 2	II- 1- 8089	急傾斜地の崩壊
平 野	II- 1- 1830	急傾斜地の崩壊	
三 代 野	II- 1- 1829	急傾斜地の崩壊	

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 748号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成20年10月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
日之影町	東 阿 下	I- 1- 1973	急傾斜地の崩壊
	阿 下 1	II- 1- 8317	急傾斜地の崩壊
	阿 下 2	II- 1- 8318	急傾斜地の崩壊
	阿 下 3	II- 1- 8319	急傾斜地の崩壊
	阿 下 4	II- 1- 8320	急傾斜地の崩壊
	阿 下 6	II- 1- 8322	急傾斜地の崩壊
	阿 下 7	II- 1- 8323	急傾斜地の崩壊
	田 吹 1	II- 1- 8335	急傾斜地の崩壊
	田 吹 2	II- 1- 8336	急傾斜地の崩壊
	田 吹 3	II- 1- 8337	急傾斜地の崩壊
	後 梅	I- 1- 1984	急傾斜地の崩壊
	後 梅 1	II- 1- 8356	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 749号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成20年10月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
五ヶ瀬町	宮 の 原	I-1-2275	急傾斜地の崩壊
	宮 の 原 1	I-1-3788	急傾斜地の崩壊
	長 迫	I-1-2273	急傾斜地の崩壊
	長 迫 1	II-1-8439	急傾斜地の崩壊
	長 迫 2	II-1-8440	急傾斜地の崩壊
	谷 下 1	II-1-8441	急傾斜地の崩壊
	戸 根 川 1	II-1-8437	急傾斜地の崩壊
	戸 根 川 2	II-1-8438	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 750号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成20年10月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高千穂町	蔵の平川	11-441-1-006	土石流
	小河内川	11-441-1-022	土石流
	畑中川	11-441-2-051	土石流
	上馬場 1	I-1-3743	急傾斜地の崩壊
	上馬場 2	I-1-3744	急傾斜地の崩壊
	上馬場 3	II-1-7954	急傾斜地の崩壊
	河内 2	II-1-7953	急傾斜地の崩壊
	板鶴平 1	II-1-8029	急傾斜地の崩壊
	板鶴平 2	II-1-8030	急傾斜地の崩壊
	板鶴平 3	II-1-8031	急傾斜地の崩壊
	陣内	II-1-2258	急傾斜地の崩壊
	田向	I-1-1848	急傾斜地の崩壊
	吾平	II-1-8116	急傾斜地の崩壊
	一本木上	II-1-1851	急傾斜地の崩壊
	本組	I-1-1828	急傾斜地の崩壊
	本組 1	I-1-3749	急傾斜地の崩壊
	本組 2	II-1-8089	急傾斜地の崩壊

平 野	II-1-1830	急傾斜地の崩壊
三 代 野	II-1-1829	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 751号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成20年10月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日之影町	東阿下	I-1-1973	急傾斜地の崩壊
	阿下 1	II-1-8317	急傾斜地の崩壊
	阿下 2	II-1-8318	急傾斜地の崩壊
	阿下 3	II-1-8319	急傾斜地の崩壊
	阿下 4	II-1-8320	急傾斜地の崩壊
	阿下 6	II-1-8322	急傾斜地の崩壊
	阿下 7	II-1-8323	急傾斜地の崩壊
	田吹 1	II-1-8335	急傾斜地の崩壊
	田吹 2	II-1-8336	急傾斜地の崩壊
	田吹 3	II-1-8337	急傾斜地の崩壊
	後 梅	I-1-1984	急傾斜地の崩壊
	後 梅 1	II-1-8356	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 752号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成20年10月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
五ヶ瀬町	宮 の 原	I-1-2275	急傾斜地の崩壊
	宮 の 原 1	I-1-3788	急傾斜地の崩壊
	長 迫	I-1-2273	急傾斜地の崩壊
	長 迫 1	II-1-8439	急傾斜地の崩壊
	長 迫 2	II-1-8440	急傾斜地の崩壊
	谷 下 1	II-1-8441	急傾斜地の崩壊
	戸 根 川 1	II-1-8437	急傾斜地の崩壊
	戸 根 川 2	II-1-8438	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 753号

建築士法(昭和25年法律第 202号)第15条第 3 号の規定に基づき、知事が同条第 1 号及び第 2 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のとおり定め、平成20年11月28日から施行する。

なお、二級建築士の受験資格(昭和48年宮崎県告示第 496号)は、廃止する。

平成20年10月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 下表(あ)欄に掲げる学校において、(い)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、(う)欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第14条第 1 号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者

(あ)	(い)	(う)
学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学又は高等専門学校	平成20年国土交通省告示第 743号の第 1 に規定する科目(同告示第 1 各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。)	1 年
	平成20年国土交通省告示第 743号の第 1 に規定する科目(同告示第 1 各号中「40単位」とあるのは「20単位」と読み替えるものとする。)	2 年
防衛省設置法(昭和29年法律第 164号)による防衛大学校又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	平成20年国土交通省告示第 743号の第 1 に規定する科目	0 年
	平成20年国土交通省告示第 743号の第 1 に規定する科目(同告示第 1 各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。)	1 年
	平成20年国土交通省告示第 743号の第 1 に規定する科目(同告示第 1 各号中「40単位」とあるのは「20単位」と読み替えるものとする。)	2 年
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	平成20年国土交通省告示第 744号の第 1 に規定する科目(同告示第 1 各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。)	4 年

(注) (い)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学(短期大学を除く。)にあっては大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の規定の例によるものとし、学校教育法による短期大学にあっては短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)の規定の例によるものとし、学校教育法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発促進法による職業能力開発短

期大学にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示第58号)の規定の例によるものとする。

2 下表(あ)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が(い)欄に掲げる年数以上で、(う)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(え)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(あ)	(い)	(う)	(え)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校	2 年	平成20年国土交通省告示第 743号の第 1 に規定する科目	0 年
		平成20年国土交通省告示第 743号の第 1 に規定する科目(同告示第 1 各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。)	1 年
		平成20年国土交通省告示第 743号の第 1 に規定する科目(同告示第 1 各号中「40単位」とあるのは「20単位」と読み替えるものとする。)	2 年
中等学校	1 年	平成20年国土交通省告示第 744号の第 1 に規定する科目	3 年
学校教育法による中学校	2 年	平成20年国土交通省告示第 744号の第 1 に規定する科目(同告示第 1 各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。)	4 年
		平成20年国土交通省告示第 744号の第 1 に規定する科目(同告示第 1 各号中「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。)	5 年

(注) (う)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準(昭和51年文部省令第 2 号)の規定の例によるものとし、学校教育法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

3 下表(あ)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が(い)欄に掲げる年数以上で、(う)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(え)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(あ)	(い)	(う)	(え)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学	3 年	平成20年国土交通省告示第 743号の第 1 に規定する科目(同告示第 1 各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。)	1 年
		平成20年国土交通省告示第 743号の第 1 に規定する科目(同告示第 1 各号中「40単位」とあるのは「20単位」と読み替えるものとする。)	2 年
中等学	1 年	平成20年国土交通省告示第 744号の第 1 に規定する科目	3 年

5 変更する理由
当該駐車場敷地に農産物直売施設（ファーマーズマーケット）の建設計画があるため、当該駐車場を移設し、農産物直売施設建設に備えるもの。

6 届出年月日
平成20年8月25日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間
平成20年10月2日から平成21年2月2日まで

8 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間
平成20年10月2日から平成21年2月2日まで

9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、宮崎市住吉土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成20年10月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理事長	後 藤 隆 一	宮崎市大字新名爪 373番地
副理事長	工 藤 積 雄	宮崎市大字広原5722番地
理 事	井 野 虎 幸	宮崎市大字島之内7525番地
理 事	脇 田 昇 一	宮崎市大字島之内 10485番地 4
理 事	井 上 孝 夫	宮崎市大字広原7850番地
理 事	濱 田 正 富	宮崎市大字新名爪1769番地
理 事	松 浦 孝 夫	宮崎市大字島之内7453番地 6
理 事	松 浦 茂	宮崎市大字島之内1424番地 1
理 事	外 山 寛	宮崎市大字新名爪1281番地 2
理 事	長谷川 操 一	宮崎市大字芳土1646番地

理 事	加 藤 隆 明	宮崎市大字広原3128番地 4
理 事	井 上 正 大	宮崎市大字広原 129番地 3
理 事	高 木 洋 一	宮崎市大字島之内3914番地
理 事	河 野 誠 一	宮崎市大字広原7808番地
総括監事	奥 松 由 輝	宮崎市大字島之内9268番地 8
監 事	金 丸 光 夫	宮崎市大字新名爪4402番地
監 事	伊 東 正	宮崎市大字広原1629番地 1
監 事	池 田 孝 幸	宮崎市大字島之内 10292番地

(任期：平成22年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	後 藤 隆 一	宮崎市大字新名爪 373番地
理 事	岩 田 富 生	宮崎市大字新名爪4474番地
理 事	濱 田 義 徳	宮崎市大字新名爪2018番地
理 事	長 友 博 恭	宮崎市大字芳土2621番地 4
理 事	猪 野 岩 男	宮崎市大字広原2788番地
理 事	松 浦 茂	宮崎市大字島之内1424番地 1
理 事	大 塚 林太郎	宮崎市大字島之内3681番地
理 事	加 藤 隆 明	宮崎市大字広原3128番地 4
理 事	神宮寺 功	宮崎市大字広原7749番地
理 事	松 浦 孝 夫	宮崎市大字島之内7453番地 6
理 事	鬼 塚 健 治	宮崎市大字島之内6098番地
理 事	脇 田 昇 一	宮崎市大字島之内 10485番地 4
理 事	奥 松 由 輝	宮崎市大字島之内9268番地 8
理 事	猪 野 浅 幸	宮崎市大字広原14番地
監 事	外 山 晴 英	宮崎市大字新名爪1289番地
監 事	工 藤 宗 利	宮崎市大字広原5786番地
監 事	築 瀬 健 市	宮崎市大字島之内7503番地

課 事	池 田 穂 積	宮崎市大字島之内 10152番地 1
-----	---------	--------------------

病院局企業管理規程

県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成二十年十月二日

宮崎県病院局長 甲斐景早文

宮崎県病院局企業管理規程第九号

県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程

県立病院料金等規程(平成十八年宮崎県病院局企業管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。

別表二の項を次のように改める。

一 非紹介患者 初診料 加	県立宮崎病院 及び 県立日南病院	一件につき 分岐(べん) 等に添える初診 料 その他の初診料	千五百円	「分岐(べん)」等に 添える初診料とは、助 産科に係る初診料の譲渡 を認める初診料を いう。
	県立延岡病院	一件につき 分岐(べん) 等に添える初診 料 その他の初診料	千五百七十五円	
		一件につき 分岐(べん) 等に添える初診 料 その他の初診料	二千五百円	

附 則

この規程は、平成二十年十一月一日から施行する。

県庁検閲告示

宮崎県監査委員告示の形式の左横書きの実施に関する告示をここに公表する。

平成二十年十月二日

宮崎県監査委員

宮崎県監査委員告示第三号

宮崎県監査委員告示の形式の左横書きの実施に関する告示

(趣旨)

第一条 この告示は、この告示の施行の際現に公表されている縦書きの形式をとっている告示(以下「既存告示」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。

一 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置は、既存告示における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
一 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及び	五十音順による片仮名

これを引用するために用いられている当該文字

四 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字

左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名

五 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている漢数字

アラビア数字

六 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字

左右を丸括弧で囲んだアラビア数字

七 漢数字(次に掲げるものを除く。)

アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り、二けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。)

ア 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの

イ 熟語の一部として用いられているもの

ウ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの

エ 数字の単位として用いられているもの(十、百及び千を除く。)

オ 一の項、二の項及び五の項に定めるもの

八 項番号のない項

九 左(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)

アラビア数字による項番号を付した項

十 右(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)

次

十一 上覧

上記

十二 下欄

左欄

十三 よう言に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」若しくは「ヨ」又は促音に用いる「つ」若しくは「ツ」

それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」若しくは「ヨ」又は「つ」若しくは「ツ」

2 前項の表三の項から六の項まで及び九の項から十二の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないと思われるときは、別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成二十年十一月一日から施行する。